

船舶インシデント調査報告書

令和6年1月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（電源供給不能）
発生日時	令和4年9月10日 18時45分ごろ
発生場所	愛知県衣浦港 衣浦港西防波堤灯台から真方位063° 1.1海里付近 （概位 北緯34° 49.8′ 東経136° 57.5′）
インシデントの概要	プレジャーボートファイブスターは、錨泊中、船外機が運転できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年9月21日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート ファイブスター、5トン未満（長さ6.27m） 240-26059愛知、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力84.60kW、回転数 毎分5,800、4気筒、ボア81mm、使用燃料ガソリン、平成2 年6月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏 日没時刻：18時07分ごろ
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同僚1人を乗せ、錨泊中、釣りを 終えて帰航しようと船外機の始動を試みたが、始動できなかった。 本船は、船長が運航不能と判断して118番通報し、来援した海上 保安庁のゴムボートにえい航され、愛知県半田市の海上保安署の基地 に到着した。 船外機修理会社担当者は、本インシデント後、船外機の点検を行 い、バッテリーのターミナル部に接続された端子が緩んで船外機のセル モータが回転しないことを認め、増し締めして復旧した。 船長は、発航前点検を行ったものの、電気系統の点検を十分に行っ ていなかったためバッテリーのターミナル部に接続された端子が緩んで いたことに気付かなかったと本インシデント後に思った。
分析	本船は、発航前点検における電気系統の点検が十分に行われていな い中、錨泊中、バッテリーのターミナル部に接続された端子が緩んで いたことから、船外機のセルモータが回らず、船外機の運転ができな くなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、日没後の薄明時、本船が、発航前点検における

	<p>電気系統の点検が十分に行われていない中、錨泊中、バッテリーのターミナル部に接続された端子が緩んでいたため、船外機のセルモータが回らず、船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、発航前点検を行う際、バッテリーのターミナル部に接続された端子部の接続状態を確認し、緩みが生じていた場合、増し締めをすること。・ 船長は、夜間等に発航前点検を実施する場合は十分な照明を確保すること。